持論時論

酪農家
中洞　正
(62歳・岩手県岩泉町)

崩壊が進む日本酪農

政策を正し衰退防いで

国内の酪農家数は51年前になる昭和38年の41万7000戸をピークに減少を続け、昨年はついに2万戸を割り1万9400戸まで減少した。日本最大の生産地である北海道ではここ数年、毎年200戸の酪農家が離農しているという。大型酪農家によって辛うじて維持されてきた生産乳量も平成8年の866万トンをピークに減少に転じ、昨年は751万トンとピーク時の87%までに減少した。

戦後の酪農政策を振り返ってみると、昭和30年前後の飼料自給安定法に始まり有畜農家創設特別措置法などの法整備で酪農の急速な普及が図られ、「水田酪農」の言葉に見られるように小規模の有畜複合酪農が普及した。水田酪農とは稲わらや畦畔(けいはん)の草を活用した稲作との複合酪農であった。ほかにもさまざまな作目との複合酪農が広く行われ、副産物として産出されるふん尿は堆肥化され、優良な田畑の有機物肥料として活用された。山間部では雑穀などの殻や山野草などを活用し、里山が有効に機能していた。

◇　◆　◇

ところが昭和36年に制定された農業基本法で、規模拡大へと方向転換された。つまり選択的拡大作目に果樹や稲作とともに指定され、酪農の規模拡大が推進されたのである。牛乳の一元集荷多元販売による全量農協集荷が確立されたのもこの時期で、農協独占体制が敷かれた。酪農家は農協との間で「無条件委託販売契約」という不当な契約を結ばされ、生乳販売価格の交渉権も剝奪され、残された規模拡大と個体乳量の増加しか経営的選択肢はなくなった。

それと相まって、昭和62年に業界が乳脂肪分3・5%基準を制定した。それまでの一般的乳牛の平均的乳脂肪分が3・2~3・5%だったものを3・5%以下の場合は取引乳価を半値にするというもので、小規模酪農家や放牧酪農家に壊滅的な打撃を与えた。

さらに追い打ちをかけたのが平成11年に制定された家畜排泄(はいせつ)物法である。家畜のふん尿を適正に処理するために、ふん尿処理施設を強要するものだった。それまでの小規模酪農家は堆肥化して有機物肥料として有効利用していたが、多頭飼育によって有効利用が不可能となり、ふん尿公害が全国各地で多発した。この家畜排泄物法によって当時の中堅クラスの酪農家の離脱が急増した。

◇　◆　◇

昨今のバター不足は、このような歴史的背景から小、中規模酪農家が離脱したことが大きな要因である。大型酪農家の生産意欲も近年は減退している。配合飼料の原料であるトウモロコシのバイオエタノールへの流出、中国、インドなど天国の畜産発展などによるトウモロコシの国際価格の高止まり、アベノミクスによる円安誘導政策による電気、燃料など生産資材の高騰、環太平洋連携協定(TPP)締結の恐れが大型酪農家の生産意欲を損ねているのである。

いままでの政府の農業政策は規模拡大による内外価格差の是正であったが、酪農に限らず日本農業の衰退を見れば政府の農業政策が大きな過ちだったことは一目瞭然であろう。食料自給率約40%、農業従事者の平均年齢約66歳、耕作放棄地面積約40万ヘクタールというリアルな数字がそれを如実に証明している。ここで安直にバターの輸入に踏み切れば、さらなる酪農家の離脱が進み、日本酪農が崩壊することは火を見るより明らかである。(投稿)